2　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成二十七年国税庁告示第八号）は、平成三十年三月三十一日をもって廃止する。ただし、同日以前に行われた申請等については、なお従前の例による。

3　平成三十年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間における第八号の規定の適用については、同号中「租特規則第十八条の二十一第十一項」とあるのは「租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十一第十一項」とする。

○国税庁告示第七号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、平成三十年四月一日以後に同令別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等（同令第三条に規定する税務署長等をいう。）に対して行われる申請等について適用する。

平成三十年三月三十一日　国税庁長官心得　藤井　健志

1　この告示で使用する用語は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）において使用する用語の例による。

2　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間は、国税の法定申告期限（電子情報処理組織を使用して還付請求申告書の提出があった場合には、当該申告書の提出があった日）から、当該法定申告期限から五年を経過する日（同日前六月以内に更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日）までの間とする。

附　則

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（平成二十七年国税庁告示第九号）は、平成三十年三月三十一日をもって廃止する。ただし、同日以前に行われた申請等については、なお従前の例による。

○国税庁告示第八号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第八条第一項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を次のように定め、平成三十二年一月一日（第一号に掲げる処分通知等については、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第八号に掲げる日）から適用する。

平成三十年三月三十一日　国税庁長官心得　藤井　健志

一　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の二第七項の規定による登録又は処分の通知（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第三項の規定により消費税法第五十七条の二第七項の規定の例により行われる通知を含む。）

二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第二項に規定する更正の請求に係る次の処分通知等

イ　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正

ロ　イの更正に伴って行われることとなる加算税についてする国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定

ハ　国税通則法第二十三条第四項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

三　国税通則法第百二十三条第一項の規定による証明書の交付

四　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第八項の規定による証明書の交付

五　租税特別措置法第九十七条の規定による証明書の交付

○国税庁告示第九号

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日　国税庁長官心得　藤井　健志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
四の二　所得税法施行令第二百六十六条の二第五項の規定により提出する書類	［号を加える。］
四の三　所得税法施行令第二百六十六条の三第十二項の規定により提出する書類	［号を加える。］
六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号（同法第七十条の七の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号の規定により提出する届出書
六十七　租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号（同法第七十条の七の四第三項、第七十条の七の六第三項又は第七十条の七の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	六十七　租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号（同法第七十条の七の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書
七十一　租税特別措置法施行令第四十条の八第三十五項（同令第四十条の八の五第十九項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書	七十一　租税特別措置法施行令第四十条の八第三十四項の規定により提出する申請書
七十二　租税特別措置法施行令第四十条の八の二第四十一項（同令第四十条の八の四第十八項、第四十条の八の六第二十六項又は第四十条の八の八第十四項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書	七十二　租税特別措置法施行令第四十条の八の二第四十一項（同令第四十条の八の三第十七項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書
七十三の二　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十五項の規定により提出する書類	［号を加える。］
七十三の三　［略］	七十三の二　［同上］
七十三の四　［略］	七十三の三　［同上］
七十三の五　［略］	七十三の四　［同上］
［号を削る。］	七十三の五　租税特別措置法施行規則第十八条の五第七項の規定により提出する申請書

備考　表中の［　］の記載は注記である。